以下の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第34条の規 定に基づき公告する。

平成29年8月4日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝 平太

2 担当部局

〒420 - 8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県教育委員会事務局 義務教育課 電話番号 054 - 221 - 3140

- 3 入札に付する事項
 - (1) 入札番号第2号
 - (2) 業務名

平成29年度静岡県子どもいじめ防止条例リーフレット(小中用)印刷・梱包仕分け・配布業務委託

⑶ 業務概要

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務期間

平成29年8月8日 (火) から平成29年8月31日 (木) まで

(5) 業務場所

静岡県教育委員会義務教育課の指定する場所

(6) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県一般業務委託に係る競争入札参加資格の「一般印刷」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務 委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
 - イ 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が 経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等 直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 5 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成29年8月7日 (月)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)に下記6の場所に提出しなければならない。

- 6 担当部局、入札参加資格確認資料の交付日時及び場所等
 - (1) 担当部局

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県教育委員会義務教育課 企画班 電話番号 054-221-3140

② 入札関係書類の交付日時及び場所

ア 交付日時

公告の日から平成29年8月7日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 場所

上記(1)の場所において交付する。

- 5 入札手続等
 - (1) 入札執行日時

平成29年8月8日(火)午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県庁西館4階 第二会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入

札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。